

令和7年度栃木県実業団剣道大会申し合わせ事項

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、感染者の重症化も少なくなりましたが感染者数は最近再び増加傾向を推移しております。全日本剣道連盟より、[訂正版]新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法の今後の取扱い及び『剣道試合・審判・運営要領の手引き』の改訂について（令和6年9月9日）および感染症予防ガイドライン（令和6年9月1日）が発出されたことから令和6年9月1日より適用する。

記

1. 大会への参加について

以下に該当する者は大会への参加を控えること。

- （1）体調がよくない場合、体調が普段と異なる場合。
- （2）発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合。

2. 試合者の心得について

- （1）気品のある態度で試合をする。
- （2）服装・竹刀・剣道具は、その安全性と公平性が保たれていること。
- （3）服装は、紺（黒）または白の剣道着・袴とする。
- （4）団体試合については、企業名の表記された名札を使用する。

3. 大会運営について

- （1）全日本剣道連盟 剣道試合・審判規則と同細則および令和7年度栃木県実業団剣道大会申し合わせ事項による。
- （2）試合は、二刀の使用を認める。
- （3）竹刀検量を行わない。
- （4）マスク着用について
 - ①試合者は飛沫の発散防止等のため面マスクまたはシールドのいずれか着用する。
 - ②日本剣道形を演武する者および審判員のマスクの着用は不要とする。
 - ③上記以外の者のマスクの着用は任意とする。
- （5）試合時間については大会開催要項に準ずる。
- （6）審判員については、原則各自で審判旗を準備する。

但し、栃木県実業団剣道連盟の審判旗を使用する場合は、大会終了まで同審判旗を使用し、最後に常備してある消毒液にて消毒し返却する。

4. 鏑競り合いについて（改訂内容）

つば（鏑）競り合い（以下「鏑競り合い」とする）は、鏑と鏑とが競り合って互いが最も接近して緊迫した状態である。鏑競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。鏑競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、鏑競り合いが長く（一呼吸：3秒程度以上）続くようであれば、基本的には次の観点から総合的に是非を判断する。

①正しい鏑競り合いをしているか。

②打突の意志が有るか。

③分かれる意志が有るか。

以上の判断・処置は概ね次のように集約される。

<事例7>

◇二刀、隻腕、片手上段において、大刀の鏑元（近く）を握ることで小手部を隠すことは反則となるか。

<解説>

①柄の握り位置は柄頭を原則とするが柄の握り位置だけをもって判断することは難しいため防御一辺倒など著しく見苦しい場合は、合議の上規則第1条に照らして反則とする。

②鏑競り合い等の接近した場面で鏑元を握ることは、刀法や間合を考慮し、特に問題としない。

<事例5>

◇鏑競り合い解消に至る時間はおおよそ（一呼吸：3秒程度）としているが、鏑競り合いの開始はどの時点からか、また解消の見極めは。

<解説>

①鏑競り合いは鏑と鏑が競り合っている状態であるが、近間での攻防が尽き、鏑競り合いにならずとも相互に接近した状態から鏑競り合いの開始時点とする。

②鏑競り合いの解消は、「一 試合 2 諸禁止行為」の<事例8>の端緒を指すが、相互の剣先が完全に離れる（直ちに打突できない間合で相互に中段の構えをとる）まで積極的（一気）に解消しているか注視する。

<事例8>

◇鏑競り合いの解消途上の見極めにおける留意点は。

<解説>

①正しい鏑競り合いから鏑と鏑で競り合う力を利用して積極的に（一気）に解消しているか、年齢や練度を考慮し審判員は総合的に判断する。なお、栃木県実業団剣道大会は、高齢者も試合に出場していることから、2～3歩かけて間を切ることも「可」とする。

②解消途上に不当な行為がないか。

- ・下がると見せかけて打突する行為。
- ・竹刀を意識的に肩に掛ける行為。
- ・竹刀を払う、巻く、抑え込む、ひっかける行為。
- ・竹刀を開く、下げる行為。
- ・故意に体を反らしたり、曲げたりする行為。
- ・その他、不当と思われる行為。

明らかに解消途上に不当な行為がある場合は、合議の上「反則」を適用する。微妙な場合は、2回3回と続けば合議の上、判断する。

7. その他

- (1) 試合会場への出入りは自由とするが、私語を慎み応援は拍手のみとする。
- (2) 試合終了後の合同稽古会については、その都度連絡する。
- (3) 会場内で飲食を行った場合のゴミについては全て持ち帰りとする。

以上